

屋外広告業の登録の手引き

(令和7年4月版)

屋外広告業の登録制度

千葉県では、平成18年4月から屋外広告業の登録制度を導入しています。

このため、千葉県内で屋外広告業を営む場合には、千葉県に屋外広告業の登録が必要です。

※千葉市、船橋市及び柏市で屋外広告業を営む場合には、県に代わって、それぞれの市に登録が必要となります。

千葉県

目次

- | | |
|-------------|-------------------------------|
| 1. 屋外広告業とは | 4. 登録後にしなければならないこと |
| 2. 登録制度の概要 | 5. 屋外広告業の登録事項の変更及び屋外広告業の廃業の届出 |
| 3. 登録申請の手続き | 6. その他 |

屋外広告業の登録について

1. 屋外広告業とは

屋外広告業とは、広告主から屋外広告物の表示又は掲出物件の設置に関する工事を請け負い、屋外で公衆に表示することを業として行うことをいいます。(元請・下請を問いません。)

※単に屋外広告物の印刷、製作等を行うだけで、実際に屋外広告物を表示し、又は掲出物件の設置を行わない場合は、屋外広告業に該当しません。

2. 登録制度の概要

(1) 目的

良好な景観の形成や公衆に対する危害の防止等を図るためには、違反広告物などの広告物の制限に加えて、違反を繰り返す業者を取り締まることが効果的と考えられます。

このため不適格な業者を排除するとともに、優良な業者の育成を図るため登録制度を導入することとしました。

(2) 登録制度の主な内容

○県内(千葉市、船橋市及び柏市を除く。)で屋外広告業を営む場合、千葉県に登録が必要となります。[3. 登録申請の手続き]……………【P2参照】

○登録の有効期間は5年間となります。その後も営業を続ける場合は、登録の更新を行う必要があります。[3. 登録申請の手続き]……………【P2参照】

○屋外広告業の登録をするには、一定の要件があります。[3(2)登録の拒否事由]……………【P4参照】

○屋外広告業の登録に関する規定に違反した場合は、登録の取消しや罰則などの処分を受ける場合があります。[3(3)監督処分等]……………【P4参照】

○屋外広告業の登録後は、営業所ごとに屋外広告業の登録に係る標識を設置するなどの義務が生じます。[4. 登録後にしなければならないこと]……………【P11参照】

○登録内容に変更がある場合、届出の手続きが必要となります。(廃業等の場合も同様です。)[5. 屋外広告業の登録事項の変更及び屋外広告業の廃業の届出]【P13参照】

3. 登録申請の手続き【千葉県屋外広告物条例第17条の2・17条の3関係】

千葉県内(注)で屋外広告業を営む場合には、登録申請書に必要書類を添付したものを作成し(登録申請書には千葉県収入証紙を貼付すること。)千葉県公園緑地課に提出してください。

登録された場合、県から登録通知書が交付されます。

登録の有効期間は5年間で、その後も屋外広告業の営業を続ける場合、登録の更新をする必要があります。更新登録申請の場合、**登録有効期間の満了の日の30日前まで**に申請する必要があります。

※千葉市、船橋市及び柏市で屋外広告業を営む場合には、県に代わって、それぞれの市に登録が必要となります。登録申請の手続きについては、それぞれの市にお問い合わせください。

○押印等の廃止について(令和4年4月1日から)

- ・すべての様式について、押印は不要になります。
- ・申請等の手続きを委任する場合には、委任状への委任者の押印が必要です。

○郵送方法の変更について(令和4年1月1日から)

- ・屋外広告業登録申請等に関する書類については、紛失防止の観点から特定記録郵便により発送を行っています。
- ・以下の届出や請求の際には、普通郵便料金に特定記録分を加えた切手を返信用封筒に貼付してください。(郵便料金については、郵便局ホームページで最新の料金をご確認ください。)

①変更の届出

②廃業の届出

③屋外広告業者登録簿の謄本交付請求

※新規、更新登録申請については、返信用封筒の同封は不要です。

○受付窓口

提出先: 〒260-8667 千葉市中央区市場町1-1

千葉県 県土整備部 都市整備局 公園緑地課 景観づくり推進班(中庁舎8階)

電話: 043-223-3998/3279

提出方法: 申請等の書類を郵送又は持参でご提出ください。郵送でご提出の場合は、千葉県収入証紙を申請書に貼付してください。

受付時間: 月～金曜日(休日を除く。)の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで

(1)登録申請における提出書類一覧表:(新規・更新) ※正本1部提出

書類	申請者の区分	
	個人	法人
①屋外広告業登録申請書(別記第13号様式)	○	○
②略歴書(別記第14号様式)	○	○ 代表取締役及び取締役全員 ※監査役等は含まない
③誓約書(別記第15号様式)	○	○
④住民票	○ 注1・注2	—
⑤登記事項証明書	—	○ 注1
⑥業務主任者の資格を証する書面 (以下のうちいずれかの書面のコピー) ・屋外広告士登録証 ・屋外広告物講習会修了証書 ・技能検定合格証書(広告美術仕上げ) ・職業訓練指導員免許証(広告美術科) ・職業訓練課程(広告美術科)の修了証	○	○
千葉県収入証紙(1万円分) ※申請書の余白に貼付し、 <u>消印は押さないでください。</u>	○	○

注1 登記事項証明書及び住民票は申請日の前3ヶ月以内に発行されたものを提出してください。

なお、個人の方で住民票の住所が千葉県内となっている場合、住民票の提出は不要です。

注2 住民票は、個人番号(マイナンバー)が記載されていないものを提出してください。

注3 申請者個人又は法人の役員が未成年者である場合は、上記の他にも提出していただく書類がありますので申請前にお問い合わせください。

注4 更新登録申請の場合、登録有効期間の満了の日の30日前までに申請する必要があります。

注5 登録後に登録申請書、略歴書及び誓約書の写し、並びに、登録通知書を申請書記載の住所にお送りします。(返信用封筒は不要です。)

注6 千葉県収入証紙の購入先は、千葉県のホームページをご覧ください。

(<http://www.pref.chiba.lg.jp/suitou/shoushi/urisabaki.html>)

<参考>業務主任者の資格とは(千葉県屋外広告物条例第17条の11)

- ① 屋外広告士(屋外広告物法第10条第2項第3号イの試験に合格した者)
- ② 千葉県の屋外広告物講習会の課程を修了した者※
- ③ 他の都道府県、指定都市又は中核市の屋外広告物の講習会の課程を修了した者
- ④ 職業能力開発促進法に基づき、広告美術仕上げの職種又は課程について職業訓練指導員免許を受けた者、技能検定試験に合格した者又は職業訓練を修了した者 など

※千葉県では、千葉市、船橋市及び柏市と合同で年1回屋外広告物講習会を開催しています。

講習会の開催日時等は、千葉県公園緑地課のホームページ、県民だより等に掲載しています。

(2)登録の拒否事由

○登録申請者が以下に該当する場合は登録できません。

- (ア)登録の取消し処分のあった日から2年を経過しない者であるとき。
- (イ)屋外広告業を営む法人において、登録の取消し処分のあった日の30日以前に屋外広告業者の役員であった者で、その処分のあった日から2年を経過していない者であるとき。
- (ウ)営業の停止を命ぜられ、その停止の期間が経過しない者であるとき。
- (エ)他の都道府県等の屋外広告物条例に基づく処分に違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行が終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者であるとき。
- (オ)営業所ごとに業務主任者(屋外広告物に関する知識を有する者として認められた者)を選任していないとき。
- (カ)法人の役員、あるいは、屋外広告業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者の法定代理人(法定代理人が法人である場合にあっては、その役員を含む。)が、上記(ア)～(エ)の欠格要件のいずれかに該当するとき。
- (キ)申請書若しくは添付書類等において、重要な事項について虚偽があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているとき。

※上記以外に登録する際の要件としては、営業所ごとに“屋外広告物に関する知識を有する者”(都道府県等が開催する屋外広告物講習会の修了者や屋外広告士など)を置かなければならないことがあります。

(3)監督処分等【千葉県屋外広告物条例第17条の15・第21条】

① 登録の取消し又は営業の停止命令

以下に該当する場合、登録の取消しや6ヶ月以内の期間で営業の停止に処される場合があります。

- (ア)不正の手段により登録を受けたとき
- (イ)登録の要件に適合しなくなったとき
- (ウ)変更の届出をせず、又は虚偽の届出を行ったとき
- (エ)千葉県屋外広告物条例又はこれに基づく処分に違反したとき など

② 罰則

以下に該当する場合、30万円以下又は10万円以下の罰金刑に処される場合があります。

- (ア)登録を受けずに屋外広告業を営んだ者
- (イ)不正の手段により登録を受けた者
- (ウ)営業の停止命令に違反した者
- (エ)業務主任者を選任しなかった者
- (オ)変更の届出をしない者、又は虚偽の届出をしたもの など

(4)屋外広告業登録申請書等の作成

<法人の場合>

①-1屋外広告業登録申請書(表面):記入例

第十三号様式 (第十九条)

(表)

令和×年××月××日

千葉県知事様

千葉県収入証紙
10,000円
※余白に貼付

法人の場合は、主たる事務所
(登記上の本店)の所在地

住所 千葉市中央区市場町1-1
株式会社 屋外広告

氏名 代表取締役 千葉 太郎

〔法人にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名〕

更新の場合のみ記入

「新規」・「更新」の該当する項目を○で囲む

屋外広告業登録申請書

屋外広告業者の登録を受けたいので、千葉県屋外広告物条例第17条の2第1項又は第3項の規定により、関係書類を添えて、次のとおり申請します。

登録の種類	新 規 更 新	※登録番号	千葉県屋外広告業登録第 号	
		※登録年月日	年	月 日
(ふりがな)氏名及び生年月日 (法人にあつては名称、代表者の氏名及び生年月日)	かぶしがいいしゃ おくがいこうこく 株 式 会 社 屋 外 広 告 だいひょうとりしまりやく ちば たろう 代 表 取 締 役 千 葉 太 郎 生年月日 昭和××年××月××日 法人・個人の別 1 法 人 2 個 人			
住 所	郵便番号 (000-0000) 千葉市中央区市場町1-1 電話番号 043 (123) 4567			
千葉県の区域内において営業を行う営業所の名称及び所在地	営業所の名称	営業所の所在地 (郵便番号)	電話番号	
	(株)屋外広告	千葉市中央区市場町1-1 (000-0000)	043 (123) 4567	
	東京支店	東京都新宿区〇〇町1-1 (111-1111)	03 (9876) 5432	
業務主任者の氏名及び所属する営業所の名称	所属営業所名	氏 名	摘 要	
	(株)屋外広告	千葉 花子 (ちば はなこ)	講習会修了者	
	東京支店	東京 次郎 (とうきょう じろう)	屋外広告士	

法人の場合、主たる事務所
(本店)の所在地を記入

所在地に関係なく千葉県内で営業を行う全ての
営業所を記入

事業所ごとに選任の者の
氏名及びふりがなを記入

業務主任者の
資格を記入

①－1屋外広告業登録申請書(裏面):記入例

<法人の場合>

(裏)

法人である場合の役員の職氏名	職	(ふりがな) 氏 名	
	代表取締役	ち ば	た ろう 千 葉 太 郎
	取締役	ち ば	はなこ 千 葉 花 子
	取締役	ふなばし	いちろう 船 橋 一 郎
未成年者である場合の法定代理人の氏名 (法定代理人が法人である場合にあつては、名称及び代表者の氏名) 及び住所	(ふりがな) 氏 名	生年月日 年 月 日	
	住 所	郵便番号 (—)	
		電話番号	
法定代理人が法人である場合のその役員の職氏名	職	(ふりがな) 氏 名	
他の地方公共団体における登録番号	登録を受けた地方公共団体名	登録年月日	登録番号
	東京都	令和×年×月×日	第〇〇〇〇号
	千葉市	令和×年×月×日	第△△△△号

代表取締役及び取締役
全員を記入(監査役は含
まない)

役員が未成年者である場合のみ、その法定代理人について記入

最新の登録状況を記入
※更新した場合は更新年月日、番号

千葉県以外の都道府県市で、既
に屋外広告業の登録を受けて
いる場合、登録番号等を記入
登録を受けていない場合は、
「なし」と記入

- (注) 1 ※印のある欄には初回登録の場合、記入しないこと。
- 2 「新規 更新」及び「法人・個人の別」については、いずれか該当するものに丸印を付すこと。
- 3 役員とは、業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。

(4)屋外広告業登録申請書等の作成

<個人の場合>

①-2屋外広告業登録申請書(表面):記入例

第十三号様式 (第十九条)

(表)

令和×年×月×日			
千葉県知事様			
千葉県収入証紙 10,000円 ※余白に貼付		住所 千葉市中央区市場町1-1 氏名 千葉 太郎 〔法人にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名〕	
屋外広告業登録申請書			
屋外広告業者の登録を受けたいので、千葉県屋外広告物条例第17条の2第1項又は第3項の規定により、関係書類を添えて、次のとおり申請します。			
登録の種類	新規 更新	※登録番号	千葉県屋外広告業登録第 号
		※登録年月日	年 月 日
(ふりがな) 氏名 及び生年月日 〔法人にあつては名称、 代表者の氏名及び生 年月日〕	ちば たろう 千葉 太郎 生年月日 昭和×× 年 ×× 月 ×× 日 法人・個人の別 1 法人 2 個人		
住所	郵便番号 (000-0000) 千葉市中央区市場町1-1 電話番号 043 (123) 4567		
千葉県の区域内において営業を行う 営業所の名称及び所在地	営業所の名称	営業所の所在地 (郵便番号)	電話番号
	屋外看板社	千葉市中央区市場町1-1 (000-0000)	043 (123) 4567
	船橋製作場	船橋市▽〇町1-1 (222-2222)	047 (876) 5432
業務主任者の氏名 及び所属する営業 所の名称	所属営業所名	氏 名	摘 要
	屋外看板社	千葉 花子 (ちば はなこ)	講習会修了者
	船橋製作場	船橋 一郎 (ふなばし いちろう)	屋外広告士

申請者の住所を記入

「新規」・「更新」の
該当する項目を
○で囲む

更新の場合
のみ記入

申請者の住所を記入

所在地に関係なく千葉県内で営業を行う全ての
営業所を記入

事業所ごとに選任の者の
氏名及びふりがなを記入

業務主任者の
資格を記入

①－2屋外広告業登録申請書(裏面):記入例

<個人の場合>

(裏)

法人である場合の役員の職氏名	職	(ふりがな) 氏 名	
未成年者である場合の法定代理人の氏名 (法定代理人が法人である場合にあつては、名称及び代表者の氏名) 及び住所	(ふりがな) 氏 名	生年月日 年 月 日	
	住 所	郵便番号 (—)	
		電話番号	
法定代理人が法人である場合のその役員の職氏名	職	(ふりがな) 氏 名	
他の地方公共団体における登録番号	登録を受けた地方公共団体名	登録年月日	登録番号
	東京都	令和×年×月×日	第〇〇〇〇号
	千葉市	令和×年×月×日	第△△△△号

(注) 1 ※印のある欄には初回登録の場合、記入しないこと。
2 「新規 更新」及び「法人・個人の別」については、いずれか該当するものに丸印を付すこと。
3 役員とは、業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。

申請者が未成年者である場合のみ、その法定代理人について記入

最新の登録状況を記入
※更新した場合は更新年月日、番号千葉県以外の都道府県市で、既に屋外広告業の登録を受けている場合、登録番号等を記入
登録を受けていない場合は、
「なし」と記入

②略歴書(別記第 14 号様式):記入例

第十四号様式 (第二十条第一項第三号)

法人の場合、代表取締役と取締役全員分の略歴書を提出すること(監査役は除く)

該当する項目を○で囲む
※申請者が法人の場合は全員「法人の役員」を、
個人の場合は「本人」を○で囲む

登録申請者 { 法人の役員
本人
法定代理人
法定代理人(法人)の役員 } の略歴書

事業所の所在地ではなく、本人の住所及び電話番号を記入

現住所		郵便番号 (333-3333) 神奈川県〇〇町1-1 電話番号 046 (456) 7890	
(ふりがな) 商号、名称又は氏名		かぶしきがいしゃおくがこうこく 株式会社屋外広告 ちば たろう 千葉 太郎	生年月日 昭和××年×月×日
略歴	期 間 自 年月日 至 年月日	職 務 内 容 又 は 業 務 内 容	
	昭和××年×月×日 平成××年×月×日 令和×年×月×日	(株)屋外広告入社 取締役役に就任 代表取締役役に就任 現在に至る	
賞 罰	年 月 日	賞 罰 の 内 容	
		なし	
上記のとおり相違ありません。 令和×年×月×日 氏名 千葉 太郎			

年月だけでなく、年月日を記入

屋外広告物に関する経歴(略歴)を記入
※法人の役員の場合、就任日は必ず記入

日付は必ず記入する

注 「法人の役員 本人 法定代理人 法定代理人(法人)の役員」については該当するものに丸印を付すこと。

③誓約書(別記第 15 号様式):記入例

第十五号様式 (第二十条第三項)

誓 約 書 登録申請者、その役員並びに法定代理人及びその役員は、千葉県屋外広告物条例第 17 条の 5 第 1 項各号に該当しない者であることを誓約します。 令和×年××月××日 申請者 株式会社 屋外広告 代表取締役 千葉 太郎 千葉県知事様
--

日付は必ず記入する

4. 登録後にしなければならないこと(登録業者となった場合の義務)

(1) 屋外広告業者登録票(標識)の掲示及び帳簿の備付け

① 屋外広告業者登録票(標識)の掲示【千葉県屋外広告物条例第 17 条の 12】

知事の登録を受けて屋外広告業を営む者は、営業所ごとに、公衆の見やすいところへ規則で定められた様式の屋外広告業者登録票(縦35cm以上、横40cm以上:別記第 24 号様式)を掲げなければなりません。

② 帳簿の備付け【千葉県屋外広告物条例第 17 条の 16】

知事の登録を受けて屋外広告業を営む者は、営業所ごとに、営業に関する所定の帳簿(別記第 25 号様式)を備え、5年間保存しなければなりません。

(2) 屋外広告業者登録票等の作成

○屋外広告業者登録票(標識)(別記第 24 号様式):**記入例**

第二十四号様式 (第二十八条第二項)

← 40cm 以上 →	
屋 外 広 告 業 者 登 録 票	
商号、名称又は氏名	株 式 会 社 屋 外 広 告
法人である場合の代表者の氏名	千 葉 太 郎
登録番号	千葉県屋外広告業登録第 240123 号
登録年月日	令和× 年 ×× 月 ×× 日
営業所名	株式会社 屋外広告
この営業所に置かれている業務主任者の氏名	千 葉 花 子

35cm 以上

個人の場合

- ・「商号、名称又は 氏名」の欄に、**商号と氏名の両方を記入**
- ・「法人である場合の代表者の氏名」の欄は**記入不要**

内容を変更することに作成し直すこと

※登録年月日は、最新のもの(更新後の日付)を記入

○帳簿(別記第 25 号様式):記入例

帳簿は登録した事業所ごとに備え付けなければならない。
また、帳簿は契約ごとに作成すること

第二十五号様式 (第二十九条第二項)

注文者の氏名又は名称	□△○商事(株) 千葉支店			
注文者の住所	銚子市□△○町1-1 電話番号 0479(12)3456			
広告物等の表示又は設置の場所	銚子市□△○町1-1 □△○商事(株) ①自社ビルの壁面 ②自社ビルの屋上 ③自社内の敷地内の入口及び玄関前			
表示し、又は設置した広告物等	名称 又は 種類	①広告板 ②広告板 ③広告板	数量	2個 1個 2個
広告物等の表示又は設置の年月日	令和×年××月××日			
請負金額	金*, ****, ****円			

「名称又は種類」の欄は、以下の区分に従って記入

- ・はり紙、ポスター
- ・はり札
- ・立看板
- ・アーチ
- ・旗、のぼり、横断幕、その他の広告幕
- ・鉄道車両又は自動車を利用する広告物
- ・広告板等
- ・電柱類を利用する広告物

5. 屋外広告業の登録事項の変更及び屋外広告業の廃業の届出 【千葉県屋外広告物条例第 17 条の 6・第 17 条の 8】

(1) 登録事項に変更があった場合の提出書類

変更のあった日から30日以内に屋外広告業登録事項変更届出書(別記第 17 号様式)に以下の書類を添付して届け出なければなりません。※正本1部提出、手数料不要

変更内容	提出書類
①商号、名称又は氏名 及び住所	法人: 登記事項証明書 個人: 住民票
②営業所の名称及び 所在地	・登記事項証明書 (商業登記の変更を必要とする場合に限ります。)
③法人の役員の氏名	・登記事項証明書 ・略歴書(別記第 14 号様式)※ <u>新たに就任された役員のもの</u> ・誓約書(別記第 15 号様式)※ <u>代表取締役のもの</u> (必要に応じて、役員の住民票を求める場合があります。)
④法定代理人	・略歴書(別記第 14 号様式) ・誓約書(別記第 15 号様式) ・住民票
⑤業務主任者	・業務主任者の資格を証する書面 ・住民票(必要に応じて、住民票を求める場合があります。)

※登記事項証明書及び住民票は申請日の前3ヶ月以内に発行されたものを提出してください。

なお、個人の方で住民票の住所が千葉県内となっている場合、住民票の提出は不要です。

※住民票は、個人番号(マイナンバー)が記載されていないものを提出してください。

※書類審査後に登録事項変更届出書、略歴書及び誓約書の写しをお返ししますので、来庁による受取を希望される場合を除き、返信用封筒を同封してください。

なお、書類紛失防止の観点から、返信用封筒には普通郵便料金に特定記録分を加えた切手を貼付してください。(郵便料金については、郵便局ホームページで最新の料金をご確認ください。)

(2)屋外広告業登録事項変更届出書の作成

○屋外広告業登録事項変更届出書(別記第17号様式):記入例(代表者と役員の変更の例)

第十七号様式(第二十二條第一項)

令和×年××月××日

千葉県知事様

法人の場合は、主たる事務所
(登記上の本店)の所在地

住所 千葉市中央区市場町1-1

株式会社 屋外広告

氏名 代表取締役 船橋 一郎

法人にあつては、主たる事務所の所
在地及び名称並びに代表者の氏名

屋外広告業登録事項変更届出書

千葉県屋外広告物条例第17条の6第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

登録番号	千葉県屋外広告業登録第 240123 号		
登録年月日	令和× 年 ×× 月 ×× 日		
(ふりがな) 氏 名 及 び 生 年 月 日 (法人にあつては名称、 代表者の氏名及び生 年月日)	かぶしがいいしゃ おくがいこうこく 株 式 会 社 屋 外 広 告 だいひょうとりしまりやく ふなばし いちろう 代 表 取 締 役 船 橋 一 郎 生年月日 昭和×× 年 ×× 月 ×× 日 法人・個人の別 1 法 人 2 個 人		
住 所	郵便番号(000-0000) 千葉市中央区市場町1-1 電話番号 043(123)4567		
変更に係る事項	変更前	変更後	変更年月日
代表者の氏名	ちば たろう 千葉 太郎	ふなばし いちろう 船橋 一郎	令和×年×月×日
役員の氏名	ふなばし いちろう 船橋 一郎	とうきょう じろう 東京 次郎	令和×年×月×日

注 「法人・個人の別」については、いずれか該当するものに丸印を付すこと。

「変更事項に係る事項」としては、

- ①名称、代表者の氏名
- ②営業所の名称及び所在地
- ③役員の氏名
- ④法定代理人の氏名及び住所
- ⑤業務主任者の氏名及び所属する営業所の名称

(3)廃業等に至った場合の提出書類

廃業等に至った日から30日以内に屋外広告業廃業等届出書(別記第 19 号様式)を届け出なければなりません。※正本1部提出、手数料不要

原因	届出を行う者
屋外広告業を営む者が死亡した場合	相続人
法人が合併により消滅した場合	法人を代表する役員であった者
法人が破産手続き開始の決定により解散した場合	破産管財人
上記以外の理由で法人が解散した場合	清算人
屋外広告業を廃止した場合	屋外広告業者であった個人又は法人を代表する役員

※書類審査後に廃業等届出書の写しをお返ししますので、来庁による受取を希望される場合を除き、返信用封筒を同封してください。

なお、書類紛失防止の観点から、返信用封筒には普通郵便料金に特定記録分を加えた切手を貼付してください。(郵便料金については、郵便局ホームページで最新の料金をご確認ください。)

(4)屋外広告業廃業等届出書の作成

○屋外広告業廃業等届出書(別記第 19 号様式):記入例

第十九号様式 (第二十四条)

令和×年××月××日

千葉県知事様

住所 千葉市中央区市場町 1-1

株式会社 屋外広告

氏名 代表取締役 船橋 一郎

〔法人にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名〕

屋外広告業廃業等届出書

千葉県屋外広告物条例第 17 条の 8 第 1 項の規定により、次のとおり届け出ます。

登録番号	千葉県屋外広告業登録第 240123 号
登録年月日	令和×年××月××日
(ふりがな) 氏名 〔法人にあつては名称 及び代表者の氏名〕	かぶしきがいしゃ おくがいこうこく 株式会社 屋外広告 だいひょうとりしまりやく ふなばし いちろう 代表取締役 船橋 一郎 法人・個人の別 1 法人 2 個人
住所	郵便番号 (000-0000) 千葉市中央区市場町 1-1 電話番号 043 (123) 4567
届出の理由	1 死亡 2 合併による消滅 3 破産手続開始の決定による解散 4 解散 (2 又は 3 に該当する場合を除く。) 5 廃止
届出理由の生じた日	令和×年××月××日
屋外広告業者と 届出人との関係	1 相続人 2 元代表役員 3 破産管財人 4 清算人 5 本人

注 「法人・個人の別」、「届出の理由」及び「屋外広告業者と届出人との関係」については、該当するものに丸印を付すこと。

6. その他

(1) 屋外広告業者登録簿の閲覧及び謄本交付請求について

登録した屋外広告業者は「屋外広告業者登録簿（以下「登録簿」という。）」に登録され、登録簿は千葉県県土整備部公園緑地課で、一般の閲覧に供することとなります。

また、登録簿の謄本は、屋外広告業者登録簿謄本交付請求書（別記第 18 号様式）に千葉県収入証紙（1 部：400 円）を貼付した場合、交付することができます。

(2) 屋外広告業者登録簿謄本交付請求書の作成

○屋外広告業者登録簿謄本交付請求書（別記第 18 号様式）：[記入例](#)

第十八号様式（第二十三条）

屋外広告業者登録簿謄本交付請求書

令和×年××月××日

千葉県知事様

住所 千葉市中央区市場町 1-1

株式会社 屋外広告

氏名 代表取締役 船橋 一郎

〔法人にあつては、主たる事務所の所
在地及び名称並びに代表者の氏名〕

電話番号 043(123)4567

屋外広告業者登録簿
に登録されている者
の氏名、住所等を記入

千葉県屋外広告物条例第 17 条の 7 第 2 項の規定により屋外広告業者登録簿の謄本の交付を次のとおり請求します。

謄本の交付を受けようとする屋外広告業者登録簿	氏名又は名称	株式会社 屋外広告
	住所	千葉市中央区市場町 1-1
	登録番号	千葉県屋外広告業登録第 240123 号
謄本の使用目的	登録通知書紛失のため	
謄本の請求の通数	1 通	
※受付年月日	※収入証紙貼付欄（消印してはならない。）	千葉県収入証紙 400 円
※交付年月日		

注 ※印のある欄は、記載しないこと。

■問い合わせ先

千葉県県土整備部都市整備局公園緑地課 景観づくり推進班（中庁舎 8 階）

住 所 〒260-8667 千葉市中央区市場町 1－1

電 話 043-223-3998/3279（直通）

F A X 043-222-6447

E メール keikan3@pref.chiba.lg.jp

月～金曜日（休日を除く。）の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで